

1. これまでの経緯

- じん肺管理区分については、じん肺法（昭和35年法律第30号）第13条に定めるとおり、エックス線写真及びじん肺健康診断の結果により決定されるものであり、このうちエックス線写真の像の区分の判定にあたっては、「改正じん肺法の施行について」（昭和53年4月28日付け基発第250号、最終改正平成23年3月31日）において、「じん肺標準エックス線フィルム」（昭和53年）及び「じん肺標準エックス線写真集」（平成23年3月。以下、「写真集」という。）を用いて行うこととされている。
- 平成29年～令和元年度に実施した厚生労働科学研究において、写真集について、追加症例が提示された。
- 令和5年11月～令和6年3月、「じん肺標準エックス線写真集の改定等に関する検討会」（以下、「検討会」という。）において、写真集について、現行の22症例に新たに16症例を追加し、計38症例とする旨の結論が得られた。
- 令和6年3月、労働政策審議会安全衛生分科会じん肺部会（以下、「部会」という。）において、38症例のパブリックコメント実施について了承を得られた。
- 令和6年12月～令和7年1月、写真集改定案についてパブリックコメントを実施。
- 令和7年3月、部会において、パブリックコメントに寄せられた意見を報告の上、専門家の意見を踏まえて回答案を作成する旨を説明。
- 令和7年3月、検討会構成員に対し、ヒアリングを実施。

2. 今後のスケジュール（案）

- 令和7年7月 持ち回りにて部会を開催（再パブリックコメントの実施について）、再パブリックコメントの実施
- 令和7年9月 じん肺部会（再パブリックコメントの結果報告）